

一般社団法人 日本養豚協会血統及び能力証明規程

制定 昭和34. 4. 1

改正 平成26. 4. 1 2019. 10. 1

(血統及び能力証明規程)

第1条 一般社団法人日本養豚協会（以下「本会」という。）は種豚の血統及び能力を明らかにし、優良な系統を普及して改良増殖を図るため、証明を受けた種豚について、この規程により血統及び能力を証明する。

(申込み)

第2条 血統及び能力証明を受けようとする豚の所有者又は管理者は、第1号様式の申込書を本会に提出しなければならない。

(証明書の発行)

第3条 本会が血統及び能力証明をしたときは、第1号ひな形の証明書を発行する。

(料金)

第4条 証明料は、次の各号のとおりとする。

(1)	登録豚	1頭につき	2,000 円 (税込 2,200円)
(2)	子豚登記豚	同	2,000 円 (税込 2,200円)
(3)	一代雑種豚	同	2,000 円 (税込 2,200円)
(4)	海外合成豚	同	2,000 円 (税込 2,200円)
(5)	国内合成豚	同	2,000 円 (税込 2,200円)
(6)	その他の血統証明豚	同	2,000 円 (税込 2,200円)

(料金の納付)

第5条 前条の料金は、申込みの際に納付するものとする。既に納付した料金はいかなる場合でも返還しない。

(委託団体の経由)

第6条 この規程によって本会に提出する書類等は、委託団体（本会登録業務等の実施に関する規程により指定した委託団体をいう。）を経由するものとする。ただし、委託団体が都道府県内に存在しない場合は、本会に直接提出する。

附則

1. この規程は昭和34年4月1日よりこれを施行する。
2. 平成17年3月31日までの間に、社団法人日本種豚登録協会によりなされた血統及び能力証明については、この規程によりなされたものとみなす。
3. 平成22年3月31日までの間に、社団法人 日本養豚協会によりなされた血統及び能力証明については、この規程によりなされたものとみなす。
4. 平成24年3月31日までの間に、一般社団法人 日本養豚協会によりなされた血統及び能力証明については、この規程によりなされたものと

みなす。

5. この規程の変更は平成26年4月1日よりこれを施行する。
6. この規程の変更は2019年10月1日よりこれを施行する。